

新型インフルエンザに係る研修会等実施ガイドライン

1. 開催中止の判断

国内又は県内感染者が発生し、国又は地方自治体から行動の自粛要請（不急の集会の中止要請）が出た場合は、会長判断にて開催実施可否を決定する。

2. 開催決定の場合

1) 参加者へのお願い

体調が悪い場合は無理をして参加をしないように注意喚起を促す。また、参加者に対してマスクの持参について喚起を促す。なお、事前申し込みが伴う研修会等の場合は、同施設の他スタッフの代理参加は可能とする。

2) 事前参加費の取り扱い

事前参加費が発生している研修会等の場合、開催を決定しているにもかかわらず、参加者側が感染を危惧して自主的に欠席する場合の参加費の返金には応じない。

3. 開催中止の場合

1) 事前申込者・出席予定者への通知方法

開催中止が決定された場合は、事務局から直ちにファックス等にて事前申込者へ通知する。また、本会ホームページ上にも掲載して周知する。

2) 事前参加費の取り扱い

既に入金済みの研修会等費については事務局より全額返金する。ただし、開催時期が迫って、研修会等開催中止が決定されたために、交通費についてキャンセルができなかった場合の交通費については、本会では負担しない。

4. その他

- ・1～3については、本会ホームページに掲載するとともに、開催案内または研修会等受付・ファックス・その他で予め周知する。
- ・研修会等開催時には、参加者が自由に使用できるように事務局は研修会等受付に、うがい用のコップ、消毒用のアルコール液、マスク等を常備する。
- ・研修会等開催中に参加者が発熱した場合に備えて、体温計、マスク、手袋等を事務局は常備しておく。
- ・研修会等開催地近くの発熱相談センターの連絡先を事務局は予め確認しておく。
- ・講師等の交通費については、キャンセルができなかった場合は本会が負担する。

5. 付則、

- 1) このガイドラインは本理事会により改廃する。
- 2) このガイドラインは平成21年6月21日より施行する。